

報道資料

令和3年2月15日(月)
福祉医療部医療政策局 健康推進課
担当: 信野・森田
電話: 0742-27-8662(ダイヤルイン)
内線: 3142,3148

特定不妊治療支援事業助成金の過誤支払い事案の発生について

令和2年12月に県が支払った特定不妊治療支援事業助成金【※1】(以下、「助成金」という。)について、過誤支払い事案があったことが判明しました。新型コロナウイルス感染症にかかる時限的取扱いにおいて、年齢要件【※2】の誤認により、本来事業対象でない方に助成金を支給していました。ついては、不妊治療助成金 375,000 円を返還していただくこととなりました。

対象者の方にご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。また本件の事案を深く反省し、再発防止に努めてまいります。

1 過誤払いの概要

令和2年11月17日、中和保健所にて、申請者からの助成金申請書を受け付け、申請書類を健康推進課に進達。健康推進課においても年齢要件を満たしていないことに気づかず助成金の承認決定を行い、令和2年12月25日に支給しました。令和3年1月20日、書類の再確認を行ったところ、申請者の年齢要件を満たさないことが判明しました。

2 対応状況

過誤支払いの事実の判明後、速やかに申請者へ経緯を説明、謝罪するとともに、過誤支払いした助成金の返還をお願いしました。

また、令和2年度において既に助成金を支給した事例(計452件)について同様の誤りがないか確認をしたところ、当該申請者以外に誤りは認められませんでした。

3 事案発生の原因

申請書類受付時、中和保健所の担当者が、時限措置における年齢要件緩和についての理解を誤っていたことに加え、健康推進課においても申請書類の確認が徹底できていなかったことにより、過誤払いに至ったものです。

4 再発防止策

各保健所担当者及び健康推進課職員に改めて制度内容を周知徹底するとともに、申請受付、審査にかかるチェックシート等を改善しました。

【※1】 不妊に悩む方への特定治療支援事業助成金: 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる、配偶者間の体外受精・顕微授精に要する費用の一部を助成するもの

【※2】 特定不妊治療の対象要件について

・特定不妊治療の対象者は原則43歳未満であるが、新型コロナウイルス感染拡大に伴う時限措置(※)として、令和2年3月31日時点で妻の年齢が42歳である夫婦に対して令和2年度に新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期したものにあっては、妻の年齢が44歳に到達する日の前日までの間に限り、対象者と取り扱うこととしている。

(※)新型コロナウイルス感染拡大に伴う令和2年度における「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の取扱いについて(令和2年4月9日厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知)